

公益財団法人岩手県高校教育会館報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号の規定に基づき、公益財団法人岩手県高校教育会館の評議員、理事及び監事の報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員、理事及び監事の報酬は、定款第13条第1項及び第29条第1項の定めにより無報酬とする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定められる公益法人の設立の登記の日から施行する。